

令和3年度 重点事業及び具体的活動

重点事業	具体的活動
<p>1. 看護教育の質の向上に向けての継続的、計画的な活動を強化する。</p> <p>1) 看護学校の経営・管理の充実に向けた活動を行う。</p> <p>2) 看護教員の継続教育システムを充実し、実施する。</p> <p>(1) 教務主任養成講習会の継続実施</p> <p>(2) 中堅教員のための講習会の実施にむけて教材づくり</p> <p>(3) 専任教員養成講習会の継続実施</p> <p>(4) 新人期・中堅期看護教員ラダーに基づく研修会企画と実施</p> <p>3) 看護教員の教育実践能力、研究能力の向上に向けた活動を行う。</p> <p>4) 教育課程毎の教育内容・評価についての検討を行う。</p>	<p>1-1)</p> <p>(1) 「看護師等養成所のめざすべき方向性」について 日本看護学校協議会創立 50 周年記念事業をはじめとして、様々な機会を設け、周知に努める。</p> <p>(2) 会員校のカリキュラム編成の相談に応じ、必要な支援をする。地域包括ケアシステム等の実現にむけて、会員校の実態に応じた取り組みへの支援を行う。協議会ホームページの会員コーナーに、会員校のカリキュラム等を掲示し、情報交換の場とする。</p> <p>(3) 学校経営・管理に関する情報を収集・分析し、会員校へ発信するとともに、相談に応じ、必要な支援を行う。</p> <p>(4) 学校自己点検・自己評価の実施率 100%を目指した支援を行う。</p> <p>1-2)</p> <p>(1) 現行の e ラーニング教材の見直しと必要時 e ラーニング教材の作成を行う。</p> <p>(2) 新規事業として、中堅看護教員の教育実践の能力向上にむけた講習会企画と教材開発を行う。</p> <p>(3) 環太平洋大学との提携による専任教員養成を支援する。</p> <p>(4) 新人期の教員対象の「授業づくり」のための研修 (5 か所)、中堅期以降の教員対象の「ICT を活用した授業設計」などを企画・運営する。</p> <p>1-3)</p> <p>(1) 研究活動に対する助成を行う。</p> <p>(2) 第 33 回 (一社) 日本看護学校協議会学会を開催する。</p> <p>1-4)</p> <p>(1) 国家試験・資格試験問題の質担保に向けた研修を行う。</p> <p>(2) 教育課程毎の課題についての検討を行う。</p> <p>○技術教育教材開発</p> <p>○部会の運営 (統合カリキュラム、准看護師課程)</p>

重点事業	具体的活動
<p>2. 看護教育を取り巻く情勢の変化に速やかに対応するために関係省庁への協力、関係団体との連携を強化するとともに、看護教育に関するデータを収集し、関係省庁、関係団体への要望・陳情活動を行う。また、それらの情報を会員校と共有する。</p> <p>1) 関係省庁への対応、関係団体との連携を強化する。</p> <p>2) 情報交換の場を拡充するとともに、収集した情報を会員校と共有する。</p> <p>3) 看護師等養成機関の実態調査を実施する。</p> <p>4) (一社)日本看護学校協議会共済会との連携を強化する。</p> <p>5) 対外的にも積極的に情報を発信する。</p> <p>3. 関係省庁・関係団体との連携を強化し、会員校のニーズを具現化することで協議会の存在価値を高める。</p>	<p>2-1)</p> <p>(1) 関係省庁・関係団体の検討会等への委員を派遣する。</p> <p>(2) 関係省庁への要望・陳情活動を行う。</p> <p>(3) 関係団体との協力体制の強化をはかる。</p> <p>(4) 国家試験問題プール制を通して国の施策に貢献する。</p> <p>2-2)</p> <p>(1) 学校長会、副学校長・教務主任会、事務担当者会の開催に合わせ実施する。</p> <p>(2) 情報のネット配信、ニュースの発行を充実する。</p> <p>(3) 会員校の教育実践報告等の情報を配信するなど、ホームページの積極的な活用を行う。</p> <p>(4) 全国都道府県代表者会を実施し、各都道府県の情報を把握・共有する。</p> <p>2-3)</p> <p>(1) 看護師等養成所の学校運営に関する必要な調査を適宜実施する。</p> <p>2-4)</p> <p>(1) 教育現場のニーズを把握し、共済会の商品開発に協力する。</p> <p>2-5)</p> <p>(1) 賛助会員である出版社への投稿などを積極的に行う。</p> <p>(2) 必要時、関係省庁への要望・陳情等に関するプレスリリースを、厚生労働記者会及び厚生日比谷クラブに向け発信する。</p> <p>1) ブロック県代表者会議を通し、看護基礎教育へのニーズや課題を把握する。</p> <p>2) 各ブロックにおける研修会が円滑に開催できるよう支援する。</p> <p>3) 各ブロックにおける非会員校への周知方法を全ブロックで共有し、効果的な方法を用いて、協議会の組織率をあげる。</p> <p>4) 上記1)～3)で集約した意見・要望を全国都道府県代表者会へつなぐパイプ役となる。</p> <p>5) 国の事業への協力、他関係団体との連携事業により、協議会の考えを広く周知する。</p>